

論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨の公表

学位規則第8条に基づき、論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

○氏名	齋藤 忠和 (さいとう ただかず)
○学位の種類	博士 (文学)
○授与番号	乙 第523号
○授与年月日	2014年2月28日
○学位授与の要件	本学学位規程第18条第2項 学位規則第4条第2項
○学位論文の題名	宋代募兵制の研究
○審査委員	(主査) 松本 保宣 (立命館大学文学部教授) 井上 充幸 (立命館大学文学部准教授) 伊原 弘 (立正大学文学部非常勤講師)

<論文の内容の要旨>

本申請論文は、宋代の兵制の特徴である「募兵制」について、軍法及び軍隊を取り巻く人々の社会的あり方について追求した論考である。当該論文は序文及び第1部から第4部までの本論と第5部の附録から構成されている。

第1部は軍法研究である。従来の研究では、軍法の内容について詳しく考察したものはなく、その全容も示されず、常法である律との関係も説明されていなかったが、本研究は宋代軍法の全容を、兵書『武経総要』に基づいて呈示し、唐律などの常法との関係から軍隊の世界と民衆社会との関わりや差異について明らかにした。

第2部では、高齢化した兵士の行く末に関わり、王曾瑜・小岩井弘光両氏の剩員制研究を基礎に、宋代の禁軍の兵制である剩員・帶甲剩員制が王朝の社会安定と予備役的な戦力の確保となり、また兵士にとっては、社会保障として募兵制を基底部で支える重要な制度であることを示した。

第3部では、「高齢化した兵士はどこへ行くのか」を基本的な問題意識とし、剩員・帶甲剩員制を含め軍隊社会の出口部分における各種保障制度を包括的に考察し、そうした制度の上に成り立つ「募兵制とは何か」について、第4部に示すような一定の回答を示した。

さらに公共墓地である「漏沢園」に注目し、あわせて兵書『守城録』を用いて、北宋末の禁軍下級兵士のあり方を考察した。

第4部では第1部から第3部までの考察を踏まえ、募兵制の特徴について総括し北宋禁軍のある種の近代的な性格を確認した。すなわち、宋代募兵制は兵士がその生涯を兵士として全うしうる様々な保障制度や、軍隊の一元管理を目指すための軍法など、多様な制度

からなる複合的なものであることが判明した。中国史上はじめて「兵士（軍人）として飯を食う」ことができるようになった宋代の兵士、とりわけ北宋禁軍は、一種近代的な常備軍の様相を呈しており、農民が兵士を兼ねる義勇軍的な前代までの兵士とは明らかに一線を画することが明示された。中国史学界では、前近代中国が唐・宋両王朝の間でドラスティックに変革する「唐宋変革」論が追求されてきたが、本申請論文は、兵制における唐宋変革を究明し、それを摘出することに成功したものである。

第5部は、附録であり、1.『守城録』索引、2.『武経総要』前集項目図版索引、3.北宋熙寧初禁軍配置表、4.北宋前半期の騎軍に関する一試論、5.陳堯叟伝への序章、6.描かれぬひとびと、以上が所収されている。4は北宋騎軍の軍馬補給に対する考察、5は騎兵を重視した北宋官僚陳堯叟の伝記紹介、6は北宋開封の風俗画『清明上河図』に兵士が描かれていない事に対する考察である。いずれも本論への注釈部分と位置付けられよう。

<論文審査の結果の要旨>

北宋王朝はその文治主義が高く評価され、文人官僚の士大夫理念が喧伝された時代である。しかしながらその一方で最盛期の総兵力100万に上る禁軍を維持し、国家財政の8割を軍事費が占める一大軍事国家であることは等閑視されてきた。軍隊や兵士を直接の研究対象とした先行研究は極めて少なく、その原因は北宋の兵制が複雑多様であり、系統的理解が困難なこと、研究者の軍制研究に対する嫌悪感などに求められるが、総じて軍制研究は現在のところ全く進捗を見せていないといっても過言ではない。申請者の研究は、こうした研究史の隘路を突破すべく、様々な面からのアプローチがなされたものである。

その一つが、軍隊維持の基本法である軍法研究である。申請者は宋代軍法のまとまった史料である『武経総要』を校訂し、平時の常法である律との比較研究を行った。その結果、軍法の特徴は、軍隊独自の事情については律より詳細に定め、律にない軍人の職務については規定を設け、律を軍事行動に即した形に改め罰則を強化し、その罰則は8割を斬刑が占め、「軍法によって処断する」とあれば、「斬に処す」と同義であるなどの新しい知見が得られた。

また、唐代の兵書『太白陰経』と比較研究することにより、宋代軍法はそれまでの軍法を継承・統合したものでありながら、軍事力の一元管理をより明確にしており、そこに画期性を認めるなど、中国史学界において追求されてきた唐宋変革論に新たな視点をもたらす有益な見解が示されている。

また、一種の職業軍人であるところの禁軍を中心とする兵士について、高齢化した兵士が王朝国家によってどのように処遇されたか、いわゆる「兵士の出口問題」について追求し、剰員制・帶甲剰員制によって兵士の老後・疾病の際の手当を行うことにより、兵士を懐柔し、同時に軍費節減などの目的を達成しようとしたことが明らかされている。これと関連して公共墓地である漏沢園を考察し、文字通り墓場まで国家が用意した北宋軍制の完備された制度を具体的に論じたのは興味深く、制度史研究を越えて社会史にまでその考察が

及んでいる点は高く評価できよう。

本研究の課題としては、下層の兵士の処遇に着目しその制度的実態を明らかにしたものの、これを発展させる上で一層の社会史的研究の必要が痛感させられることである。これについては、あと一章分の追加研究があれば、十分な考察がなされたことと思われ残念なことである。また、北宋の軍制を評価して「近代的」制度とする言及が散見され、この際の「近代」概念について慎重な用法が求められることも瑕疵として挙げられる。

しかしながら、個々の研究は十分にオリジナリティを有することは疑いなく、本申請論文の評価を下げるものでは決してなく、それらの問題点を指摘する審査委員のコメントに対する申請者の応答も十分に当を得たものであった。

以上の審査内容を総合的に踏まえた上で、審査委員会としては全委員一致で、申請論文が高い学術的水準に達しているものであり、博士学位論文として十分な学術価値を有するとの結論を得た。

<試験または学力確認の結果の要旨>

本論文の公開審査は2014年1月18日（土）13時から15時まで、末川記念会館第2会議室で行われた。申請者は高等学校の教諭の職務を遂行しながら、地道に研究を重ね本申請論文に示されるような宋代兵制に関する総合的な研究をまとめあげたもので、その努力は評価されてしかるべきである。

審査委員会は、申請者の学会発表など様々な研究活動および公開審査の質疑応答を通して博士学位に相応しい能力を有することを確認した。また、外国語で執筆された論文の読解や英語の論文要旨の内容から、外国語の能力も十分であることを確認した。したがって、本学学位規程第25条第1項により、これに関わる学力の確認を免除した。

以上の点を総合的に判断して、審査委員会は申請者に対して、本学学位規程第18条第2項に基づいて、「博士（文学 立命館大学）」の学位を授与することが適当であると判断する。